

通所介護・介護予防通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 デイサービスセンター〇〇が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

- 2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター〇〇
- 二 所在地 長崎県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤 生活相談員と兼務）

管理者は、従業者の管理、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1名（常勤 管理者と兼務）

生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

- 三 看護職員 2名（常勤1名、非常勤1名 機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- 四 介護職員 2名（常勤1名、非常勤1名）
介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
- 五 機能訓練指導員 2名（常勤1名、非常勤1名 看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、毎週月曜日から金曜日とする。
但し、国民の祝日、12月29日～1月3日、8月13日～8月15日は休日とする。
- 二 営業時間は、午前8時～午後5時30分までとする。
但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員）

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は15名とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 一 生活指導、相談援助
 - 二 健康チェック
 - 三 機能訓練
 - 四 食事の提供
 - 五 入浴介助
 - 六 送迎
- 2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるとする。
- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費一律〇〇円徴収する。

- 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用として、一律〇〇円徴収する。
但し、当該費用は指定介護予防通所介護の提供に関しては徴収しない。
 - 三 食事の提供に要する費用として、一食につき〇〇円徴収する。(おやつ代含む)
 - 四 おむつ代として、〇〇円徴収する。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。
- 3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、〇〇市(但し〇〇町、〇〇町、〇〇町の区域は除く)、
〇〇郡〇〇町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。

- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、〇〇法人 〇〇 において定めるものとする。

附則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。